規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五三

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後			
別表（第一条、第二条関係） 一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	三級地
	（削る）	（削る）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考１・２　（略）			
二　（略）			

改正前			
別表（第一条、第二条関係） 一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
鹿児島県	（略）	（略）	（略）
	（略）	鹿児島地方法務局屋久島出張所	三級地
	熊毛郡屋久島町宮之浦一五九三の二		
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
備考１・２　（略）			
二　（略）			

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年七月二十二日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一四九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「部長　総括審議官」を「部長　総括審議官　デジタル・国際総括審議官」に改める。

別表金融庁の部内部部局の項中「金融企画管理官」を削る。

別表消費者庁の部内部部局の項中「食品表示対策室長」を「食品表示対策室長　保健表示室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「行政経営支援室長」を「サイバーセキュリティ対策室長　行政経営支援室長」に改める。

別表法務省の部内部部局の項中「保護調査官」を「保護調査官　効果検証室長」に改める。

別表出入国在留管理庁の部内部部局の項中「在留管理業務室長」を「在留管理業務室長　在留審査調整官　支援企画官」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「大学設置室長」を「大学設置・評価室長　地域大学振興室長」に改め、「研究公正推進室長　競争的研究費調整室長」を削り、「研究交流管理官」を「研究公正推進企画官　競争的研究費調整企画官」に、「極域科学企画官」を「極域科学企画官　半導体エレクトロニクス推進室長」に改める。